

自由金利型定期預金（M型） 規定単利型（自動解約入金方式）

1.（預金の支払時期）

この預金は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。
この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

2.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日のまでの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

B 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および後記「自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率表」に記載した預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3（預金の解約）

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を第1条の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。

4.（中間利息定期預金）

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記2.の規定を準用します。

(2) 中間利息定期については、通帳への記載、ひろぎんアプリ、または<ひろぎん>ダイレクトバンキングサービス等による電子的方法によりご確認いただけます。

(3) 中間利息定期預金の印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

(4) 中間利息定期預金の元利金はこの預金とともに上記1.の方法により支払います。

ただし、中間利息定期預金を上記1.以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

以 上